

## 令和4年度 第6回小平市図書館協議会要録

- 1 日 時 令和5年3月22日（水）午後2時から3時まで
- 2 会 場 中央図書館 2階 会議室
- 3 出席者 委員：落合会長、伊藤委員、宇井委員、小林委員、斉川委員、菅野委員、大沼委員、岡本委員、計8名（欠席4名）  
事務局：利光中央図書館長、藤田（中央図書館長補佐兼庶務担当係長）、吉崎（小川西町図書館長）、原（中央図書館サービス担当係長）、田中（中央図書館資料担当係長）、恒岡（中央図書館歴史公文書担当係長）、馬場（仲町図書館長）、計7名
- 4 傍聴者 なし
- 5 配付資料
  - ・小平市立図書館行事等の報告と今後の予定（資料No.1）
  - ・令和5年度小平市立図書館事業計画（案）（資料No.2）
  - ・令和5年度図書館協議会開催日程（案）（資料No.3）
- 6 議事
  - (1) 報告事項
    - ①図書館運営状況について
      - ・図書館行事等の報告と今後の予定について（資料No.1）

事務局：前回の協議会（1月24日）から次回協議会（5月16日）開催までの行事予定を記載している。

  - ・1月末から2月にかけて、市内小学校の図書館見学、ブックトークなどを引き続き行った。
  - ・1月26日、2月28日に音訳者講習を行った。3月23日、4月27日にも予定している。
  - ・1月28日には大人のためのおはなし会を開催した。コロナ禍により3年ぶりの開催となった。
  - ・中央図書館で試行的に再開していた乳幼児向けに読み聞かせや手遊びわらべうた等を行う「絵本のへや」を2月から地区図書館でも再開した。
  - ・2月9日、本年度最後のなかまちテラスティーンズ委員会を開催した。
  - ・2月18日から4月19日まで、中央図書館の展示ギャラリーで東山魁夷展示―北欧旅想―を行っている。
  - ・2月25日には「Tシャツでエコバッグをつくろう」という企画を花小金井図書館のある東部市民センターで開催した。使用済みのTシャツを使用してエコバックを作るという企画で大変好評であった。

- ・ 3月15日にはハンディキャップサービス交流会を開催した。
- ・ 4月からは5月17日までをこいだいら子ども読書月間と定めて各種事業を行っていく。コロナ禍以前の状況に戻りつつある。

## ②図書館条例及び図書館条例施行規則の一部改正について

事務局： 図書館条例については、小金井市及び東大和市の図書館との相互利用について、それぞれの市との協議の結果、合意に至ったことから改正する。

改正の主な内容について。

- ・ 第6条の2、図書館資料の貸出しを受けられる者の範囲に小金井市及び東大和市の区域内に住所を有する者を加える。
- ・ 施行日は令和5年5月24日を予定しており、小平市立図書館における小金井市及び東大和市の区域内に住所を有する方の利用はこの日からできるようになる。また、東大和市立図書館での小平市民の利用もこの日からできるようになる。なお、小金井市立図書館での利用については、従前、小金井市では居住地を問わず登録・利用ができていたが、令和4年11月に方針が変更され、令和5年4月1日以降は小金井市に在住・在学・在勤の方、または相互利用協定締結市在住の方のみが登録・利用可能と利用登録要件が変更された。そのため、小平市での条例議決後の3月29日に小金井市と協定を締結し、4月1日以降も引き続き小平市民が小金井市立図書館を利用できるようにする予定である。

図書館条例施行規則の一部改正の主な内容について。

- ・ 条例と同様に、貸出しの規定において小金井市及び東大和市区域内に住所を有する者を加える。
- ・ 図書館資料の貸出数について、国分寺市及び立川市の区域内に住所を有する者と同様に、小金井市及び東大和市の区域内に住所を有する者についても、通常の10冊に対し半分の5冊とする。CD及びカセットテープの貸出し数については、通常の3点に対して1点とする。
- ・ 図書のリクエストについては、国分寺市及び立川市の区域内に住所を有する者と同様に行わない。

今申し上げたものとは別に図書館条例施行規則の改正を2点行う。

1点目は、図書館の宅配貸し出しサービスについて、利用の要件を「要介護1以上の認定を受けている者」から「心身の障害等の理由により図書館に来館することが困難なもの」等に緩和をするものである。2点目は、図書館協議会委員の構成について、社会教育の関係者の参加の機会を拡大するため、改正を行うものである。

1点目の図書館の宅配貸し出しサービスの対象拡大における課題としては、宅配を実施するボランティアの人数不足、制度拡大による登録人数の規模の把握、業務の効率化・改善の可否、想定を上回る登録があった場合の対応等があった。

令和4年10月から令和5年3月末まで実証実験を行っているが、検証の結果、市の全域で利用の要件を緩和して実施をすることが可能であるとの結論を得たことから、規則を改正するものである。

次に規則改正の2点目は、図書館協議会の委員構成の変更についてである。

図書館協議会は、図書館法第14条の規定により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ず

るとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置されている。

図書館協議会の委員の任命基準は、図書館法第 16 条で「文部科学省令で定める基準を参酌する」とされており、同法施行規則第 12 条において、「法第 16 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」としている。これを受けて小平市立図書館条例施行規則では人数配分を含めて規定しており、現在の規定では、学校教育の関係者 3 人以内、社会教育の関係者 4 人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内、学識経験のある者 7 人以内としている。

今回の改正では、現在 4 人以内としている社会教育の関係者について、多様な関係者の参加を促進し、図書館運営の参考としたいことから、社会教育の関係者を 1 名増の「5 人以内」とし、学識経験のある者を 1 名減の「6 人以内」とする変更を行うものである。

### ③ 3 月市議会定例会について

事務局 : 3 月市議会定例会においては条例改正の審議が生活文教委員会で行われたほか、一般質問では特に図書館に関連する質問はなかった。

3 月 9 日に行われた予算特別委員会の審査では、照明の LED 化や図書館情報総合管理システムに関する予算のうち、学校図書館のパソコン入れ替えに伴うシステム再インストール費用が 180 万円ほど増となること、宅配貸し出しの拡大について、雨漏りの修繕について等の質問があった。

会長 : 報告事項について、質問等はあるか。

委員 : 図書館協議会委員の規則上の人数は 15 人以内と決まっているのか。

事務局 : 規則上は、学校教育の関係者が 3 人以内、社会教育の関係者が 4 人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者が 1 人以内、学識経験のある者が 7 人以内で、合計 15 人以内となっている。現員数は 12 人である。

委員 : 家庭教育の向上に資する活動を行う者が 1 人以内となっているが、2 人以内に増やしたらどうか。学識経験のある者というのがどういう内容か分からない。

事務局 : 家庭教育の向上に資する活動を行う者は、こども文庫連絡協議会から 1 人選出してもらっている。委員構成の分類は図書館法施行規則の規定を準用している。

委員 : 学識経験のある者とはどのような人のことか。

事務局 : 大学等の教員や図書館の運営に関わっていた方等と捉えている。

会長 : 小平市立図書館条例施行規則で委員構成が決まっている中で、小平市としてももう少し分かりやすい言葉で明確にして、共有できれば良いと思う。また、家庭教育の向上に資する活動を行う者を 1 人以上ではなく 2 人以上にしも良いのではないか。現在の 1 人以内では、1 人以外の選択枝がない。2 人以上にして、全体の中で人数を調整した方が良いのではないか。

事務局 : 家庭教育の向上に資する活動を行う者は、PTA で活動されている方なども含まれると認識している。人数については、今後の規則改正の機会を捉えて検討したい。

委員 : 現在は、家庭教育の向上に資する活動を行う者としてこども文庫連絡協議会の方が参加しているが、小さな子どもだけではなく、青少年の読書離れを念頭にもう少し年齢の高い

層にも関わりがある方に参加してもらい幅を広げた方がよい。

## (2) 協議事項

### ①令和5年度小平市立図書館事業計画（案）について（資料No.2）

事務局：昨年度との主な変更点をお示しする。

- ・1ページの基本方針について、小平市教育委員会では令和5年度から14年度までの新たな第二次小平市教育振興基本計画が策定されることから、上位方針として第二次小平市教育振興基本計画を記載している。
- ・2ページの「5 学校図書館支援の充実」では、学校図書館協力員の名称を学校司書に改めて記載している。
- ・2ページの「8 公文書館機能の充実」については、令和4年10月に小平市公文書等の管理に関する条例が施行されたことに伴い、公文書館機能を充実させる旨を記載している。
- ・3ページの上から2項目目「(4) 広域利用の実施」について、令和5年度は、小金井市及び東大和市との相互利用サービスを新たに開始予定であることを記載している。
- ・3ページの「3 レファレンス機能の充実」の「(1) レファレンスサービス」、④で公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の試行整備(地区図書館1館)を予定していることを記載している。
- ・5ページの「8 使いやすい図書館の運営」の「(1) 施設の運営管理」について、令和5年度は、ESCO事業(※)を活用して、移転が決まっている小川西町図書館を除く図書館全館の照明のLED化を推進することを記載している。

※エネルギーサービス会社の略で、導入のための設計・施工や、設備の保守、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供するもの。

なお、電子書籍については、令和5年度当初予算には計上されていない。

### ②令和5年度小平市図書館協議会日程（案）について（資料No.3）

事務局：各種の委員会や会議と重ならないように予定を組み、年間6回を予定する。

会長：協議事項について、質問等はあるか。

委員：事業計画（案）の4ページ、「7 地区図書館の特色ある取組み」は今回から追加されたのか。

事務局：今回から追加している。

委員：喜平図書館、上宿図書館、津田図書館しか記載されていないが、他館はないのか。

事務局：特徴的なもののみ記載した。

委員：6ページの「(9) なかまちテラス事業の実施」について、今回は今回記載の文章の後に「さらに庁内関係部署と連携し、地域の活性化につながる事業を展開します。」という文言があったが。

事務局：確認する。

- 委員：市報3月20日号に掲載の「市長への手紙・市政への提言」の中で、電子図書館サービスについての提言があり、「コストが高いことや閲覧可能なコンテンツの数が限られていることなどから導入しておりませんが、検討を進めていきます。」と回答していた。コンテンツという言葉は市民には分かりにくいのではないかと。
- 事務局：用語については今後検討したい。
- 委員：事業計画（案）の4ページ、「7 地区図書館の特色ある取組み」で前年の新聞記事の切り抜きについて記載がある。  
デジタル版であれば切り抜きが簡単であるが、デジタル版の活用はあるのか。
- 事務局：小平市に関連した新聞記事を切り抜いて整理保存、冊子化しており、図書館ホームページに掲載している。一方、デジタル版については、中央図書館、仲町図書館のパソコンで朝日、読売等の新聞データベースを閲覧できるが、切り抜きについては契約上難しい。
- 委員：古くからある家などで建て替えがある際、古い資料で価値のあるものが保管されている可能性がある。そのような場合、資料の保存等で留意していることはあるか。
- 事務局：文化スポーツ課と連携し、寄贈や寄託をしてもらえないか調整を行うこととなる。持ち主の方にご理解いただくように努めることが課題である。
- 委員：図書館事業と保育所との連携は行われているか。
- 事務局：コロナ前は、こども文庫が出張おはなし会を保育園で積極的に行っていた。
- 委員：こども文庫は市内の保育園にコロナ前までは定期的に行っていた。コロナ禍においては、何かできることはないかと模索していたが、園長会等のつながりがなく提案が難しかった。図書館と園長会との連絡が取り合えるとよい。こども文庫で調整して、令和5年度からは、保育園でのおはなし会が復活する。

### (3) その他

#### 図書館への要望・意見等について

- 事務局：1月20日に中央図書館で開催したインドアオリエンテーリングについて、市外の方からご意見をいただいた。  
このイベントは休館日の館内で参加者に地図の読み方の講習を行い、地図を見ながら館内に設けたコースを回ってもらった。図書館としては、様々な方に興味をもってもらうための企画であった。参加者は館内を走り回ったが、館内で走り回ると埃や泥が持ち込まれて、図書館としての資料保存上問題があるのではないかとのご意見であった。ご指摘に対しては、地域の図書館では日頃から泥が持ち込まれるなど、保存上の課題は多いため、日々の清掃を徹底し、返却図書のお掃除作業を行っていること。今回のイベントに際しては、履物の汚れのチェックを行い、参考室等貴重な資料を保存しているエリアは使わず、一定の配慮をしたうえで開催したことを回答している。
- 会長：地域の公立図書館は、様々な方の利用を促進するためいろいろな事業を行っている。ご意見をいただいた方にもご理解をいただきたい。

(次回、令和5年5月16日(火)午後2時から開催予定)